

令和6年度推薦研修

【市長推薦による受講を可能とする要件】

- ① 新規に指定を受ける見込みであり、当該事業所の管理者・計画作成担当者に就任する場合
- ② 管理者・計画作成担当者の離職等により、人員基準欠如となる場合
- ③ 兼務業務により、それぞれの業務遂行に支障があり、体制の整備を要する場合

研修名	受講対象者の要件	受講定員	研修期間	必要書類	研修修了が必要な職種
実践者研修 (推薦の場合のみ、市町村へ提出)	次の要件を全て満たす者 ①県内の介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等 ②認知症介護の基本的な知識を有する者 ③高齢者介護実務経験が2年以上の者 ※「痴呆介護実務者研修」又は「痴呆性老人処遇技術研修」の修了証があれば、受講を要しない。	280名 (70名×4回)	第1回：令和6年6月25日～8月29日 第2回：令和6年9月4日～11月7日 第3回：令和6年10月22日～12月20日 第4回：令和7年1月14日～3月13日	・推薦依頼書 ・「認知症介護基礎研修」修了証 ・「実践者研修」受講申込書 ・経歴書	認知症対応型共同生活介護の計画作成担当者
実践リーダー研修 (推薦の場合のみ、市町村へ提出)	介護保険施設・事業所において、介護業務に概ね5年以上従事し、令和4年度以前に実践者研修を修了している者	30名	令和6年8月21日～令和7年2月6日	・推薦依頼書 ・「実践者研修」、「痴呆介護実務者研修基礎課程」又は「痴呆性老人処遇技術研修」修了証 ・「実践リーダー研修」受講申込書 ・経歴書	チームケアを実践するリーダー
認知症対応型サービス事業 開設者研修 (全て市町村へ提出)	小規模多機能型居宅介護事業者、認知症対応型共同生活介護事業者又は看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者又は代表者になることが予定されている者 ※「実践者研修」、「実践リーダー研修」、「痴呆介護実務者研修」、「認知症介護指導者養成研修」、「痴呆性老人処遇技術研修」のいずれかの修了証があれば、受講を要しない。	30名 (10名×3回)	第1回：令和6年10月1日 第2回：令和7年1月21日 第3回：令和7年3月18日 ※当該研修日に加え現場体験	・推薦依頼書 ・「認知症対応型サービス事業開設者研修」受講申込書 ・経歴書	小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護・看護小規模多機能型居宅介護の代表者
認知症対応型サービス事業 管理者研修 (全て市町村へ提出)	認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者又は年度内に管理者になることが予定されている者であって、実践者研修（痴呆介護実務者研修基礎課程又は痴呆性老人処遇技術研修を含む。）を修了している者	90名 (30名×3回)	第1回：令和6年10月1日・2日 第2回：令和7年1月21日・22日 第3回：令和7年3月18日・19日	・推薦依頼書 ・「実践者研修」、「痴呆介護実務者研修基礎課程」又は「痴呆性老人処遇技術研修」修了証（修了していない場合は、「実践者研修」受講申込書） ・「認知症対応型サービス事業管理者研修」受講申込書 ・経歴書	認知症対応型通所介護・認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の管理者
小規模多機能型サービス等 計画作成担当者研修 (全て市町村へ提出)	小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は年度内に計画作成担当者になることが予定される者であって、実践者研修（痴呆介護実務者研修基礎課程又は痴呆性老人処遇技術研修を含む。）を修了している者	30名 (10名×3回)	第1回：令和6年10月1日・2日 第2回：令和7年1月21日・22日 第3回：令和7年3月18日・19日	・推薦依頼書 ・「実践者研修」、「痴呆介護実務者研修基礎課程」又は「痴呆性老人処遇技術研修」修了証（修了していない場合は、「実践者研修」受講申込書） ・「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」受講申込書 ・介護支援専門員資格者証 ・経歴書	小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の計画作成担当者